

- 記載の件数は、経営事項審査を申請しない建設業者は、「請負代金の額」の合計が、おおむね7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に記載すること。
また、経営事項審査を申請する建設業者は、元請工事に係る完成工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、その他の元請工事及び下請工事に係る完成工事について全ての完成工事高の概ね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 軽微な工事は、1業種につき10件を超えて記載することは要しない。次の場合には、それぞれ以下のように取扱う。
 - ①元請工事に係る完成工事の合計額の7割を超えるまでに軽微な工事を10件記載した場合は、元請工事の残りの部分に係る完成工事及び下請工事に係る完成工事に軽微な工事があったとしても、これに関する記載は不要。
 - ②元請工事に係る完成工事の合計額の7割を超えるまでに記載した軽微な工事が10件未満であった場合に、元請工事の残りの部分に係る完成工事及び下請工事に係る完成工事に軽微な工事があるときは、先に記載した元請工事に係る軽微な工事の件数と合わせて合計10件を超えて記載することは要しない。
- 〔注文者〕の欄には、申請者が直接請け負った請負契約の相手方の商号又は名称を記載すること。
「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないように十分に留意すること。例えば注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等と記載すること。
- 各々の工事の配置技術者名を記載すること。
また、「請負代金の額」の欄中「うち()」の括弧内には、工事の種類が、土木一式工事の場合はPCと記載し、PC工事に該当する請負代金の額を記載すること。また同様に、とび・土工・コンクリート工事については「法面処理」を、鋼構造物工事については「鋼橋上部」を記載すること。
また、工事進行基準を採用している場合は、適用される工事の〔請負代金の額〕の欄にその完成工事高を括弧書きで付記すること。
- 合計の件数及び請負代金の額は、記載した工事の件数、請負代金の額ではなく、直前1年間の完成工事に係る件数と請負代金の額を記載する（一の業種について複数枚作成する場合は最後の用紙に記載）。よって請負代金の額は必ず〔直前三年の各営業年度における工事施工金額〕の各業種の計と一致する。
- 一部の業種の工事について、工事実績がない場合でも工事経歴書を添付すること。ただし、実績のない業種が複数ある場合については、1枚の工事経歴書にまとめて記載することができる。
- 一件の工事について、分割・重複計上することはできない。
- 「直前3年の各事業年度における工事施工金額」において「その他の建設工事の施工金額」が500万円を超えているときは、「その他工事」の「工事経歴書」を添付すること。（法第3条に違反していないか確認するため）